

東京都指定管理者に係る暴力団等対策措置要綱

平成25年3月15日

24総行革行第469号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）の施行を受け、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の指定管理者の指定及び関連業務に関し、暴力団等を排除するために必要な措置を講ずることにより、公の施設の適正な管理運営の確保と指定管理者制度の適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- 一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- 二 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- 三 暴力団等 暴力団及び暴力団員をいう。
- 四 指定管理者 地方自治法第244条の2第3項の規定により、東京都の公の施設の管理を行わせるものとして指定された法人その他の団体をいう。
- 五 候補者 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体をいう。
- 六 役員等 法人その他の団体の代表権を有する者（代表権を有すると認めべき肩書きを付した者を含む。）、役員、執行役員、支店又は営業所等を代表する者（常時、契約を締結する権限を有する者を含む。）及び役員として登記又は届出が出されていないが事実上経営に参画している者をいう。
- 七 使用人 指定管理者又は候補者に雇用される者で、前号以外の者をいう。
- 八 下請負人等 指定管理業務の一部を第三者に委託する場合の受託者及び請け負わせる場合の下請負人並びに指定管理業務に関する物品等の購入契約その他の契約の相手方をいう。
- 九 施設所管部局 指定管理者制度を導入している施設を所管する知事部局及び東京都教育委員会をいう。
- 十 不当介入 事実関係及び社会通念に照らして合理的理由が認められない不当又は違法な要求、若しくは業務の適正な履行を妨げる妨害をいう。
- 十一 暴力団等関係者 別表1号から6号までに掲げるものをいう。
- 十二 排除措置対象者 別表1号から7号までに掲げるものをいう。
- 十三 排除措置対象者等 暴力団員及び暴力団等関係者をいう。

(庁内窓口)

第3条 総務局行政改革推進部（以下「行革部」という。）は、第1条所定の目的を円滑に実現するため、警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第三課（以下「警視庁」という。）と「東京都の指定管理者からの暴力団等排除に関する合意書」（以下「合意書」という。）を締結する。

2 この要綱及び合意書に規定する施設所管部局と警視庁との間における通知、照会、通報等は、行革部を窓口として行うものとする。

（選定時における条件の明示等）

第4条 施設所管部局は、指定管理者の選定に当たり、暴力団等関係者に該当しないことの確認を行うとともに、排除措置対象者に該当しないことを指定の条件とするなど必要な措置を講じるものとする。

2 施設所管部局は、指定管理者との協定等において、暴力団排除に係る規定を置くものとする。

（指定管理者制度からの暴力団等の排除）

第5条 施設所管部局は、警視庁が、指定管理者若しくは候補者について暴力団等関係者であると認定し又は下請負人等について排除措置対象者等であると認定し、警視庁から排除の要請を受けた場合において、次条から第8条までに定めるところにより、排除措置を行うことが適当であると認めるときは、当該排除措置を行うものとする。

2 指定管理者又は候補者が暴力団等関係者に該当するか否かに係る事実の認定は、指定管理者の指定に係る申請をした日以降、公の施設の管理を終了する日までに生じた事実を対象とする。また、排除措置の日以前に当該事実に変更が生じたとしても、排除措置を免れることができない。

（指定管理者の選定からの排除措置）

第6条 施設所管部局は、候補者が暴力団等関係者に該当すると疑われる情報を入手した場合は、合意書第3条に基づき、行革部を窓口として警視庁に書面（合意書別記様式1）により照会するものとする。

2 施設所管部局は、次の各号に該当する場合において、候補者が暴力団等関係者に該当すると判断したときは、当該候補者を指定管理者の選定における応募資格がないものと決定するものとする。

一 前項による照会の結果、合意書第4条第1項に基づき、行革部を窓口として警視庁から書面（合意書別記様式2）により排除要請があった場合

二 候補者について合意書第5条に基づき、行革部を窓口として警視庁から書面（合意書別記様式3）により排除要請があった場合

3 施設所管部局は、前項の規定により候補者に指定管理者の選定における応募資格がないものとした際には、行革部を窓口として警視庁に書面（合意書別記

様式4)により措置内容を通知するものとする。

また、前項の規定する排除の要請を受けたにもかかわらず、応募資格がないものとしなかった場合は、その理由を付して通知するものとする。

(指定管理者に係る排除措置)

第7条 施設所管部局は、指定管理者が暴力団等関係者に該当すると疑われる情報を入手した場合は、合意書第3条に基づき、行革部を窓口として書面(合意書別記様式1)により警視庁に照会するものとする。

2 施設所管部局は、次の各号に該当する場合において、指定管理者が暴力団等関係者に該当し、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条に基づく聴聞など必要な手続を経た上で、指定管理者の指定の取消しが適当であると認めるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づく指定管理者の指定の取消しを行うものとする。

一 前項による照会の結果、合意書第4条第1項に基づき、行革部を窓口として警視庁から書面(合意書別記様式2)により排除要請があった場合

二 指定管理者について合意書第5条に基づき、行革部を窓口として警視庁から書面(合意書別記様式3)により排除要請があった場合

3 施設所管部局は、前項の規定により指定管理者の指定の取消しを行った際には、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地、並びに処分理由等を公表するとともに、行革部を窓口として警視庁に書面(合意書別記様式4)により措置内容を通知するものとする。

また、前項の規定する排除の要請を受けたにもかかわらず、取消しを行わなかった場合は、その理由を付して警視庁に書面(合意書別記様式4)により通知するものとする。

(下請負契約における排除措置)

第8条 施設所管部局は、指定管理者に対し、指定管理業務の実施に関して、排除措置対象者等又は「東京都契約関係暴力団等対策措置要綱」(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)第6条第1項の規定により、東京都の契約の相手方の下請負人等とすることを認められていない者と契約を締結しないよう指導するものとする。

2 施設所管部局は、指定管理者が下請負人等と契約を締結する場合は、暴排条例第18条第2項に規定する特約を定めるなど排除措置対象者等との契約の解除が可能となる契約とするよう指導するものとする。

3 施設所管部局は、下請負人等が排除措置対象者等であると疑われる情報を入手した場合には、合意書第3条に基づき、行革部を窓口として書面(合意書別記様式1)により警視庁に照会を行うものとする。この場合において、施設所管部局は、下請負人等が排除措置対象者等に該当するとして、合意書第4条第

- 1 項に基づき、行革部を窓口として警視庁から書面（合意書別記様式2）により当該下請負人等を指定管理業務から排除するよう要請されたときは、当該下請負人等との契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう指定管理者に対して求めるものとする。
- 4 施設所管部局は、指定管理者に対して、前項に基づく契約の解除等を求めたにもかかわらず、指定管理者が正当な理由なくこれを拒否したと認められ、排除措置対象者のうち7号に該当し、行政手続法第13条に基づく聴聞など必要な手続を経た上で、指定管理者の指定の取消しが適当であると認めるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づく指定管理者の指定の取消しを行うものとする。
- 5 施設所管部局は、前項の規定により、指定管理者の指定の取消しを行った際には、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地、並びに処分の理由等を公表するとともに、行革部を窓口として警視庁に書面（合意書別記様式4）により措置内容を通知するものとする。
- また、第3項の規定する排除の要請を受けたにもかかわらず、取消しを行わなかった場合は、その理由を付して警視庁に書面（合意書別記様式4）により通知するものとする。

（コンソシアムの取扱い）

- 第9条 指定管理者又は候補者がコンソシウム（共同事業体）である場合において、コンソシウムを構成するものが排除措置対象者に該当する場合は、当該コンソシウムが排除措置対象者に該当するものとみなす。

（不当介入に対する措置）

- 第10条 施設所管部局は、指定管理者が指定管理業務の実施に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合（下請負人等が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、当該指定管理者に対し遅滞なく各施設の所在地を所管する警察署（以下「警視庁管轄警察署」という。）への通報及び当該施設所管部局への書面（合意書別記様式5）による報告を行うよう指導するものとする。
- 2 施設所管部局は、前項の報告を受けた場合は、合意書第8条第1項に基づき、遅滞なくその旨を書面（合意書別記様式5）により行革部を窓口として警視庁に通知し、必要な協力体制を構築し、指定管理者に対して適正な指導を行うものとする。
- 3 施設所管部局は、合意書第8条第2項に基づき警視庁から行革部を窓口として指定管理者又は下請負人等に対する不当介入に関する通報に係る通知を受けたときは、警視庁管轄警察署と連携し、指定管理者に対して適正な指導を行うものとする。

(情報の適正管理)

第11条 施設所管部局及び行革部は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）その他関連規程等を遵守し、個人情報の保護に必要な措置を講じるとともに、個人情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 施設所管部局及び行革部は、暴力団排除を目的として知り得た個人情報を、都の指定管理者から暴力団等を排除する目的以外に使用してはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、行革部が決定するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行日において指定管理者であるものに対する第7条の排除措置に係る第5条第1項の事実の認定は、第5条第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行日以降、当該公の施設の管理を終了する日までに生じた事実を対象とする。

<別 表>

排除措置対象者

<p>1号 暴力団等経営支配者 役員等が暴力団員であるもの又は暴力団等が実質的に経営を支配するもの</p>
<p>2号 暴力団員雇用者 暴力団員を雇用しているもの</p>
<p>3号 暴力団等資金提供者 役員等又は使用人が、暴力団等であることを知りながら暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの</p>
<p>4号 暴力団等利用者 役員等又は使用人が、自己、自社・自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団等を利用するなどしていると認められるもの</p>
<p>5号 暴力団等親交者 役員等又は使用人が、暴力団等との間において、社会的に非難される密接な関係を有していると認められるもの</p>
<p>6号 その他の暴力団等関係者 役員等又は使用人が、暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるもの</p>
<p>7号 下請負人等契約解除拒否者 指定管理業務に関する下請負人等が、排除措置対象者等である場合において、東京都が当該下請負人等との契約の解除その他の必要な措置を当該指定管理者に求めたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるもの</p>